

請求の範囲

- [請求項1] 0.01～0.8mg/100mLのファゴミンを含有する容器詰緑茶飲料。
- [請求項2] カフェインの含有量が30mg/100mL以下であり、カテキン類の含有量が100mg/100mL以下である、請求項1に記載の飲料。
- [請求項3] カフェインの含有量が20mg/100mL以下であり、カテキン類の含有量が50mg/100mL以下である、請求項1または2に記載の飲料。
- [請求項4] 緑茶飲料100mLあたり0.01～0.8mgのファゴミンを添加することによる、容器詰緑茶飲料の苦味付与方法。
- [請求項5] 前記飲料のカフェイン含有量が30mg/100mL以下であり、カテキン類の含有量が100mg/100mL以下である、請求項4に記載の方法。
- [請求項6] 緑茶飲料100mLあたり0.01～0.8mgのファゴミンを添加することを含む、容器詰緑茶飲料の製造方法。
- [請求項7] 前記飲料のカフェイン含有量が30mg/100mL以下であり、カテキン類の含有量が100mg/100mL以下である、請求項6に記載の方法。